

會 報

第653号

2023年2月1日発行

一般社団法人
監 査 懇 話 会

編集発行人 太田 剛

<https://kansakonwakai.com>

第354回監査セミナー

2022年12月13日

演 題：監査役とは何か？

講 師：早稲田大学法学学術院教授 尾崎 安央氏

はじめに

昨年の懇話会では、会社法上の「監査」を取り上げたが、今年はその「監査」の担い手としての「監査役とは」と題してお話したい。その際、「監査」の担い手が「監査役」であるとの認識からアプローチする。したがって、「監査役」を議論する前に「監査」とは何かを再び整理しておく必要があるであろう。

1 監査役職責からみた「監査」の意義

(1) 権限

①業務「監査」

いうまでもなく、会社法上の監査役は、取締役の職務の執行を「監査」することを職責とする（会社法381条1項前段）会社法上の「役員」である（会社法329条1項）。会社法上の「監査」をする役員としては、委員会方式の機関構造では監査を行う委員会の構成員という位置づけになる「監査等委員」（会社法399条の2第3項1号）や「監査委員」（会社法404条2項1号）となっている。取締役を兼務する部分や委員会に権限がある点を除けば、監査役制度が制度設計のモデルとなっていると考えられる。なお、監査委員会の監査の対象は「執行役等」（取締役・執行役、そして現実にはこのような機関構造ではほとんどありえないと思うが、会計参与）が監査の対象となる。

会社法上、「監査」の明確な定義はない。実務上参照されることが多いと考えられる日本監査役協会の「監査役監査基準」でも特段の定義はなされていない（たとえば22条参照）。もっとも、同基準では、「監視」「検証」の語が用いられているのは周知のことであろうが（23条・24条など）、それらの用語から、ある程度は「監査」の具体的なイメージは推認できるであろう。

②会計の「監査」

伝統的には、監査役は会計監査をすると理解されてきたようである。たしかに、明治商法以来、取締役の業務遂行状況に係る年次報告に含まれる財務情報の「監査」は監査役による調査対象とされてきた。しかし、こと会計事項については、概念としての「会計監査」の専門化・高度化が進み、会社法上の「会計事項に対する監査」はそれとの関係で大きく変容したと考

えるべきであろう。たとえば、従来の「商法監査」が会計事項の「監査」としてなされてきたのは、帳簿と計算書類との適合性チェックを基礎に、違法や著しい不正がないかどうかを調査するものであったが（いわば適法性監査）、現行会社法においては、金融商品取引法における公認会計士・監査法人による監査証明制度の影響もあって、会計監査人設置会社の会計監査人が行う「会計監査」は「オーディット (audit)」であり、その結論は「適正性」に関する総合意見である（会社計算規則126条1項2号）。このことは、非会計監査人設置会社における監査役監査の「結論」にまで及んでいる（会社計算規則122条1項2号）。このことは、前回のこの会においてすでに述べたことである。

極論すると、現行会社法上の会計監査人設置会社の監査役は自ら「会計監査」をしていないというのが実態であろう。なぜなら、監査役による会計事項に対する「監査」は「オーディット (audit)」までは求められていないことは当然であるが（監査役は公認会計士資格が要求されていない）、それだけでなく、従前の商法特例法上の会計監査人の監査結果等に対する監査役の不相当意見は「その旨」と「理由」に加え、「自己の監査の方法の概要又は結果」を記載しなければならなかったが（旧商法特例法14条3項1号）、会社法においては、会計監査人の会計監査の結果等を相当でないと判断したときは、「その旨と理由」だけを表明することとなっているからである（会社計算規則127条2号）。監査役自ら監査することは想定されていないと考えられるのである。監査役は、むしろ、会計監査人の職務遂行状況を監視し（会社計算規則127条4号、131条参照）、その監査の過程や結果に対する「相当性意見」を表明することが求められている。したがって、会計監査人設置会社においては、会計監査人監査がないことには年度決算を行えない仕組みとなっている。かりに不適格な会計監査人であったとすれば、監査役は自ら「会計監査」をするのではなく、当該会計監査人を期中で解任するという選択肢が用意されていることから（会社法340条）、「職務を怠った」として解任し、その結果、法定員数または定款員数を欠くに至ったにもかかわらず遅滞なく株主総会（会社法329条1項）で欠員補充ができないときは、監査役は一時

会計監査人の職務を行う者を選び（会社法 346 条 4 項）、会計監査人の職務（「会計監査」）を遂行してもらうという選択肢も用意されているのである。もっとも、そのような手当てをしたときは、会計監査人の選解任権が株主総会の権限であることから、解任後最初に招集される株主総会において解任した旨と解任理由を報告しなければならない（会社法 340 条 3 項）。いずれにしても、監査役自身が会計事項の監査をすることは予定されていないと解されるのであって、それは、監査役は会社法監査が会計監査人に要求しているレベルの「会計監査」をしていない、あるいはできない、からであると考えられるのである。

問題は、非会計監査人設置会社の監査役であるが、上述したように、その監査は「会計監査（オーディット）」ではなく、いわば「会計事項に関する」事項、「計算関係書類に係る」に対する「監査」である（会社計算規則 121 条 1 項参照）。その「監査」の内容は、会計監査人設置会社も含めて、最低限、「計算関係書類に表示された情報と計算関係書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続」をとることであるとされる（同条 2 項）。これは、平成 17 年（2005 年）改正前の商法あるいは商法特例法上の監査役監査の内容とほぼ同じであると考えられる（平成 17 年改正前商法 281 条ノ 3 第 2 項 2 号など参照）。そして、この作業は公認会計士監査では当然になされるであろうことからすれば、上述したように、会計監査人設置会社の監査役は、適切な品質管理体制を整備している公認会計士・監査法人がその「会計監査」の職務を善良な管理者の注意をもって遂行しているかどうかを監視することに集中すればよいといえる。すなわち、会計監査人設置会社の監査役は、公認会計士監査をもって上記の自らの「監査」職務を代行させることができ、その代行して得られた監査結果等を信頼してよいかどうかの条件が、監査役自らが善管注意義務をもってする会計監査人の職務遂行状況に対する「監査」であると考えられるのである。

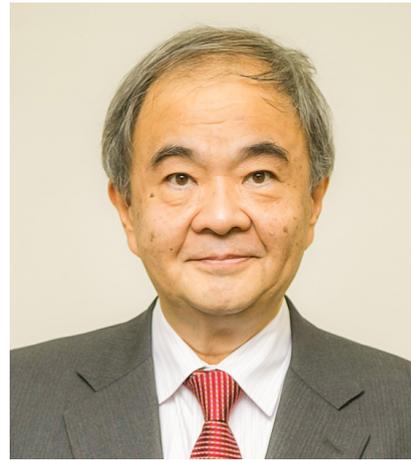
(2) 権原

監査役の会社法上の監査の権限は何に由来するのか。

①株主に由来するという考え方

株主は本来自ら会社を経営することができるという理解からすれば、株式会社の取締役の経営権限は株主に由来し、株式会社法制がいわゆる「第三者機関」制<取締役は株主資格が必須ではない（会社法）>を採用したことから生じるエージェンシー問題に対処するために監査役という監査機関が設けられたという理解はありうところであろう。これは、株主の代わりに監督是正を行う機関としての監査役という発想であり、監査役の権限は株主に由来するということになる。

日本の商法の歴史からすれば、取締役も監査役も株主から選ばれていた（明治 32 年商法 164 条、189 条）。その後、監査役の資格は取締役と同様に株主を必須と



しなくなった（会社法 331 条 2 項、335 条 1 項）。会社制度が発展し、役員職務の専門性が高まり人材確保の観点から無用の制約であると考えられたからであろう。監査役も、いわゆる第三者的監査機関へと変容していった。

とはいえ、監査役の権限は、業務執行部門である取締役に対する最終人事権限をもつ株主らの会議体、すなわち株主総会制度を前提に、そこでの審議に先立って、当該総会に提出される議案や書類等を事前にチェックし、株主総会に報告をすることがそのコアの権限であったし、現在もそうである（会社法 384 条参照）。

②会社の社会的性格からの考え方

近代市民社会におけるガバナンス構造として、権力の均衡を統治機関の分割で実現する三権分立の思想がある。立法・行政・司法がそれぞれ国会・内閣・裁判所に分割されている日本国憲法の例を持ち出すまでもなく、その権力の鼎立はいわば当然のガバナンス構造であるという理解である。その例になぞらえれば、監査役は司法的な役割を果たす機関ということになるであろう。しかし、株式会社は、国家のような公的性格を有するものではなく私的利益を追求する仕組みである。監査役が設置される理由を三権分立だけで説明することは難しいようにも思われる。

そこで、株主有限責任という要素である。株主に有限責任があるということは、たとえば会社が倒産したときに会社債権者は株主から弁済を受けることができない。会社と取引をする者は会社財産だけを当てにするほかはないので、会社経営が順調に利益を上げ、健全に行われるようにする仕組みが必要とされた。とりわけ、経済（マクロ・ミクロ）を支える企業が高度に「成長」してきたのが現代社会であり、たとえば上場企業は大衆を株主化した組織体である。物流も拡大する現代社会では利害関係者（ステークホルダー）も多様化し、拡大してきた。株式会社制度における社会性の高まりとともに、その経営に対する監督の重要性が高まり、監査役制度に反映されてきたという理解もまた可能であろう。法が付与した権限という理解になる。

もっとも、このような考え方からすれば、小規模で家族的な性格をもつ株式会社でも監査役という制度が必要なのか、という疑問が生じるかもしれない。この疑問はもっともであり、現に会社法は、会社法上の公開会社でない株式会社（非公開会社）について、監査役に業務監査権限を与えない選択肢を認めているし（会社法 389 条）、かつての有限会社も監査役は権限が会計事項に限定され、かつ、任意機関であったこと（旧有限会社法 33 条、33 条ノ 2 参照）からも、納得できるところである。

(3) 監査の機能

① 牽制機能

株式会社法制における「経営責任は取締役にある」との前提が重要である。換言すると、監査機関は経営機関であってはならないのである。監査機関の存在は、会社経営に係る権力・権限の集中と権力・権限を持つ者の「裁量」権限の行使の誤りに対するチェック、歯止めという点で意義を有することからすれば、その牽制機能は実効性を持たなければ意味がない。監査機関の第三者性（経営からの独立性）は、監査機関の監査行動の客観性を保障し、牽制の実効力を高める必須の条件となる。

会社法上の監査役制度は、監査機関を独任機関とし、大きな権限を有するものとして制度が設計され、発展してきた。たしかに、監査役が取締役に対して有する牽制機能を十全に発揮するうえで、独任制にメリットがある。しかし、実効性の観点からすると、監査機関には限界があることも確かである。経営責任は取締役にあるからであり、従来からの適法性監査と妥当性監査の問題はこの点に関わる。また取締役会設置会社では取締役は複数選任され取締役会という会議体を構成することに対して独任制機関では力が足りないということもありうるであろう。監査役会制度が生まれたことで監査役監査の実効性を高めたのも合理的である。

② 合理的経営の推進機能

ガバナンス構造の在り方として、「守りのガバナンス」がまず注目される。会社にロスが発生することを防止し、かりにロスが発生しても、その拡大・再発を抑止するための仕組みが健全なガバナンス構造として求められる。実効性ある監査役制度は、この「守りのガバナンス」において有益である。ちなみに、コーポレートガバナンス・コード 4.4 は「監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば『守りの機能』があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべ

きである。」とする。

これに対して、近時、「攻めのガバナンス」が喧伝される。リスク下における合理的な経営判断を可能とするメカニズム、内部システムの構築、法制度の整備が必要であるということである。そして、この「攻めのガバナンス」を進めるうえのツールとしての内部統制システムが注目されている。もとより、内部統制システムは、「攻め」だけでなく、「守り」にも役立つものである。各企業は、内部統制システムを前提としたガバナンス構造をもって、「透明・公正」な経営を確保し（守り）、同時に、「迅速・果断」な経営を行う（攻め）が求められていると考えられるが、そのような内部統制システムを構築・運用する責務は経営者にある。監査役は、経営者が内部統制システムに係る法的義務を履行しているか否かをチェックする権限をもつ。その意味では、一方で、経営者は内部統制システムの構築・運用の重要性を認識する必要がある、他方で、監査役はそのような内部統制システムが会社経営の健全性・効率性に役立たせようとする経営者の背中を押す立場にあるのが今求められるガバナンス構造であるともいえよう。「監査役は、取締役と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた法定の独立の機関として、取締役の職務の執行を監査することにより、良質な企業統治体制を確立する責務を負っている。…監査役は、会社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、会社の迅速・果断な意思決定が可能となる環境整備に努め、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、取締役又は使用人に対し能動的・積極的な意見表明に努める」（日本監査役協会監査役監査基準 2 条 1 項・2 項参照）ということである。

なお、取締役の対会社責任について、監査役はその責任追及（会社法 386 条）や責任の限定（会社法 425 条 3 項、847 条 4 項、849 条の 2 など）などの面で重要な役割を果たすことが期待されている。その責務を果たすためにも取締役の職務遂行を監視・検証しておかなければならない。逆にいえば、内部統制システムが稼働し、監査役らの監査体制が機能しているという適法経営を行っていれば、経営上の判断や実行に対して責任追及されるおそれが軽減され、取締役に心理的安心が付与されるというメリットが生じるのである。

2 誰が「監査」をするのか

(1) 「監査」をする者の基本的属性

① 独立性

上述したように、行為者以外の者による事前または事後のチェックが有効であるとしても、そのチェックをする者の独立性によって、そのチェックの信頼性は大きく左右されることとなる。いわゆる自己監査と第三者監査とを比較すれば、客観性において後者がまさることは容易に理解できるであろう。金融商品取引法は、公表財務情報の正確性を確保するために会計士監査を強制するが、その公認会計士・監査法人の独立性が特に求められている（金融商品取引法 193 条の 2「特別利害関係のない」）。したがって、業務執行の決定に

直接参画する取締役は本来その任に耐え得ないはずであるが、取締役会の監督機能については、上述したように、「自省」として経営者自身が自分の行動を自分でチェックし修正を加える作業と捉えれば問題はないと考えられる。そのような仕組みがたとえばPDCAのCなどである。その自省のチェック機能を果たすものとして内部監査がある。内部監査は本来、経営サイドのチェックシステムであるが、その担当者の独立性が確保され、トップマネジメントが内部監査部門からの意見に耳を傾け自らの行動に反映させるという企業風土（統制環境）であれば、有意義なものとなるのである。これに対して、監査役もまた会社内部者であるが、その「監査」は第三者「的」立場からのものである。

②専門性

(i) 会計事項に関する監査の専門性

上述したように、会計監査人設置会社では、会計事項に対する監査はプロフェッショナルに任せる制度になっている。法定の監査機関の役割は、その会計監査人の業務執行体制の整備と業務執行状況（会社計算規則127条4号・131条参照）の監視・検証にある。しかし、そのような監視・検証のためには一定水準の知識等が必要であると考えられる。公認会計士にならないまでも、財務情報についての専門性は高めなければならないであろう。コーポレートガバナンス・コードからの示唆としては、その原則4-11が「・・・また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。・・・」としていることが参考となる。

非会計監査人設置会社である監査役設置会社の場合、監査役自らが会計事項に係る「監査」をしなければならない。それは「会計監査（オーディット）」のレベルが要求されるものではないとしても、一定程度の財務・会計の専門性が必要であることはいうまでもない。

(ii) 業務監査に関する専門性

取締役がその職務を善良な管理者の注意をもって遂行しているかどうかの監査にあたっての専門性とは何か。自らは経営者ではないことからすれば取締役に求められる専門性までは必要がないといえるかもしれないが、社内監査役であれば、会社の業務や会社の内部事情に精通していることから、その取締役の職務遂行状況を第三者的立場から監視・検証することはできるともいえよう。これに対して、社外監査役は選任された経緯に照らしてそれぞれに求められる専門性があると思われる。現行法制の社外と社内の混成チームにはメリットがある。内部出身者だけの監査では独立性に対する疑義が生じかねないが、そこに社外の監査役が加わっていることで、その疑義はある程度解消されるであろう。

いずれにしても、自然人が職を担う監査役制度においては、「人」を得る必要が高い。

(2) 独任制か合議制か

効率的な監査や効果的な監査が求められてよい。すでに述べたように、独任制にメリットがあるが（たとえば違法行為等差止請求権の行使）、そのデメリットとして効率的監査や監査の実効性が欠けるといえる点がある。監査役会制度が生まれたのはそのためであるが、会社法は、独任機関としての監査役制度のメリットを損なわないように配慮がなされている。

(3) 大規模公開会社における合議制監査機関重視の方向性

①モニタリングボードと監査委員会

世界的に見て、業務執行と監督の分離が重要視される傾向からすれば、一層式機関構造の場合も、実質的二層化が進んでいる。現行会社法では、指名委員会等設置会社では執行役制度が設けられ、取締役会の監督機能的性格が強められているともいえるが、監査役設置会社や監査等委員会設置会社の取締役会は業務執行の決定と取締役の職務執行の監督の2つの権限が並立しており、監督の面からはいわば自己監査ではないかという疑問があることはすでに述べたとおりである。しかし、監査役という監督に特化した純粋な監督機関があることに注目すべきである（監査役制度をモデルにしているとはいえ、法的には監査等委員や監査委員は独任機関ではない）。たしかに取締役の人事に関する権限の欠如が批判されるが、立法論としては、緊急時に解任する権限を与えることは、会計監査人に対する監督で上述したような例もあるわけで、考えられてよいであろう。

取締役会に社外取締役、さらには上場会社では独立社外取締役の設置が求められている。その者らに取締役会の監督権限の強化あるいは業務執行の決定における緊張感・多様性（助言勧告機能など）が期待されていると考えられる。少数派株主・ステークホルダー・社会的要請などの視点を流入させる窓口としての機能にも期待がある。社外独立取締役がいることで業務執行者は、取締役会内部で「説明責任」を尽くさなければならなくなり、その意思決定においても多様な意見を参酌したものにならざるをえないのである。

②監査等委員会制度の創設

2014（平成26）年会社法改正により監査等委員会設置会社制度が創設された。しかし、それは指名委員会等設置会社が志向した、取締役会をモニタリングボードとするためのものではないと考えられる。監査役会設置会社における取締役会制度は「そのまま」残存しつつ、監査役を取締役のように扱うものともいえるからである。利益相反取引の承認効に差が設けられているが（会社法423条4項）、監査等委員会設置会社採用にメリットを与える政策的なものと理解される。たしかに委員会型の一種として監査役を廃止したが、監査役制度を多く承継している点に注目すべきである（この点は監査委員会も同様）。「監督」を機関として純化するには監査役制度がモデルになるのである。

③監査役会設置会社

沿革からすれば、監査役会制度は、1993（平成5）年の旧商法特例法上改正により「大会社」の特則として創設されたものである（同法18条の2）。その意味では、大小会社区分立法の産物ともいえるが（現行会社法では大会社でなくても採用できるし、大会社であっても採用しないこともできる）、上場会社を想定して「執行と監督の分離」の命題を意識するならば、監査役会制度は、監督機関の権限強化と監督の効率的執行を合議体制度により実現しようとしたものであり、その方向性は合理性があると考えられる。そして、上述したように、監査役の独任機関的性格と合議体機関性格の折衷が図られており、その中でも独任機関性格優位という制度設計がなされている点は、監査役制度の有効性が立法上も評価されているとも考えられるのである。

3 監査役制度再考

コーポレートガバナンス・コード基本原則4は、「上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく」として、「(1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと、(2) 経営陣幹部による適切なりスクテイクを支える環境整備を行うこと、(3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役員及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと」の3点を挙げ、これらを「はじめとする役割・責務を適切に果たすべきである」とする。そして、「こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。」としている。監査役制度は、法定監査機関として他の2類型に劣るものではなく、「監査」を担う機関として純化している点では優れているといえるのである。

(1) 監督機関の絶対的独任機関性とその保持

再三述べたように、監査役制度は「執行と監督」に係る機関分離が既にできている法制度である。それゆえ、第一に、監査役は業務執行機関とはなりえない。法制度上、業務執行の決定に直接参画できない仕組みが徹底しており、経営に係る責任の明確化と分離がなされている。執行者責任と監督者責任の明確化が厳然として存在する。そのことは、執行と監督の分離の方向性からして、肯定的に捉える必要がある。繰り返しになるが、取締役会の業務決定機関としての性格と責任は維持しなければならない前提なのである。

第二に、執行に対する監督の意味として、監査役が果たす第三者的立場からのチェックが重要である。独立性（経営からの距離感）が絶対的条件となる。そして、その第三者的監督機能をより実効あらしめるためには、監査役の重責化も立法論的には1つの方向性として考えられてよいであろう。最近の金融商品取引法

上の監査証明において、「経営者責任」の項目が「経営者及び監査役の責任」となったことは象徴的である。

第三に、取締役についての人事権がないことを独立性との関係でどのように考えるかである。たしかに、取締役の人事権を有することは監督機関として最も強力な権限を有することになり、これを欠くことは監督機関として不完全であるとの指摘はその通りである。しかし、これも、つとに指摘されるように、監査役会に取締役の選任権まで認めた結果、支配機関になってしまう危険があるとされるドイツの例もある。指名委員会制度の下でも、取締役候補者の指名（会社法404条1項）、最終的には株主総会で決定されることになっている点に注意が要る（会社法329条1項。なお、執行役の人事権は取締役会にある（会社法402条2項））。立法論としては、上述したように、緊急時の解任権だけを監査役の権限に追加することは可能であると考えられる。

第四に、役員報酬面での独立性の保障である。周知のように、報酬は役員の役務の対価であり、理論上は、その額の合理性は経営者が総合的に判断することも考えられる。しかし、経営者自身に自己の報酬額を決定させるときは「お手盛り」の危険があるので、法政策的に、定款または株主総会決議に委ねられたと説明されてきた。しかし、指名委員会等設置会社では中立的な報酬委員会が最終的な決定権限を有する（会社法404条3項）ように、客観性を確保したうでの決定方法は一つだけではない。むしろ報酬委員会におけるように、報酬方針を決定し、それに沿って具体的な報酬額を決定するという二段階方式（会社法404条3項、409条）が監査役会設置会社・監査等委員会設置会社も同様になってきており（会社法361条7項）、報酬方針が開示され、報酬方針として固定報酬とインセンティブを与える変動（業績連動）報酬の割合等が重要視されるようになってきている。

これに対して、監査機関の報酬については、監査役の独立性の保障、報酬面での身分保障的性格が濃厚であり、監査役がいうべきことが言えるための制度設計がなされてきた。執行サイドの報酬との分離が要請される監査役の報酬決定方式（会社法387条）がその例であるが、これは監査等委員の報酬決定方式のモデルともなっている（会社法361条2項以下）。

(2) 監査権限の拡大と明確化

①当初はパッシブな存在であった

監査役職務は、取締役が作成した計算書類等の株主総会提出書類等を事前にチェックして株主総会に報告することであった。それは取締役の行動結果についての報告書作成が先行し、その作成後に始動する受動的なものであったと考えられる。監査役の権限として、取締役の過誤等を株主総会に報告することが求められていたように株主総会の、いわば補助機関ともいうべきものであった。

②行動する監査役への変容

1974（昭和49）年商法改正において小会社を除く

監査役に業務監査権限が復活した際に認められた監査役による取締役の違法行為等に対する差止請求権（同年改正商法 275 条ノ 2、会社法 385 条）など、業務監査権限を積極的に行使する、行動する監査役が登場した。

③ 監査活動するためのサポート体制の整備

監査役が積極的に行動するには、受動的に情報を待っているだけでは不十分である。監査に必要な情報が多様化し（内部統制システムの稼働状況も監査対象となっていることからすれば、会社の業務遂行状況を詳細に眺められる情報提供が必要であろう）、情報入手に関する監査役の権限も拡大されてきた。加えて、監査活動を支える会社内部の体制整備も求められるところとなっている（会社法施行規則 100 条 3 項参照）。

④ 中立的立場の活用

監査役の独立性・中立性を活用する場面も増えていく。取締役会社間訴訟における会社代表権（会社法 386 条、1974 年改正商法 275 条ノ 4）や責任の一部免除における同意権（会社法 425 条 3 項）など。

おわりに

（1）経営者からの距離感

株式会社の経営機関の権限を行使するのは、合議制機関であっても、自然人である。監査役は特に独任制機関であるので、その「ヒト」の要素が重要となる。そこに、取締役らの自然人と監査役の自然人との間の「人間関係」が生まれる。現在の実務において、経営者と全く無関係の人間が「監査」の任にあたる者となることはまれであろう。社外独立役員の場合、誰かの紹介である純粋部外者であるとしても、そこには何らかの人的なつながりの延長がある人事であると想像される。ましてや社内監査役の場合はかつての使用人等の内部者であった者が就任することが通常であろう。しかし、両者に共通するのは、人選に係るバックグラウンドへの配慮あるいは期待である。換言すると、その者の何に期待されて「監査」という職務を行う者（監査役）に選ばれたのが重要である。逆にいえば、監査役の資質には何らかが欠けていてもよいということであり、そのことの自覚と補完の努力が求められるということである。そして、より重要なことは、経営者との距離感である。監査役の中立性・独立性が求められる役割であるという点では、距離がありすぎると会社内部の事情がわからなくなり監査ができなくなるおそれがあり、ほどほどの距離感が必要となる。制度として、会社の内部体制として、監査のための必要十分な情報が常に提供される仕組みが必要である。会社業務に精通している社内監査役と当該会社外のキャリアをもつ社外監査役のチームによる監査体制には、そのチームプレーが有効に機能し、多角的に監査されることで理想的な監査が実現するとの期待がある。

（2）職務としての「監査」

監査役とは何か、と考えるとき、改めて「監査」の意義を考える必要があるだろう。「監査とは何か」へ

の答えを前提に、監査担当者である監査役に求められるものは何かの問いを考えるべきである。上述したことを整理すると以下のようなよう。

① 業務監査

業務監査とは、その中心は取締役の職務執行状況を対象に、善管注意義務の履行と忠実義務の履行という観点から、同時的に（たとえば取締役会の場合（会社法 383 条 1 項本文）や期中の行動に対して必要に応じて差止めをするなど）、また事後的に（たとえば期末監査において）、適法性（取締役の義務違反（会社法 355 条参照））をチェックすることである。監査役が妥当性の判断をしてはならないわけではない。妥当性に対する疑問は、「取締役の善管注意義務の履行に疑義がある」ことを示す兆候である場合もあるからである。監査役は自らの善管注意義務を履行するという観点で、必要に応じて取締役に對して質問等の発言をする義務がある（会社法 383 条 1 項）。換言すると、その質問に対する回答を、たとえば経営判断として納得できるかどうかの資質が問われるのである。

② 会計監査

会計監査人設置会社における会計監査は会計監査人に任されている。しかし、それだけに会計監査人との距離感、すなわち、協働関係と緊張関係が重要となる。もとより、会社内部の経理体制の整備は、内部統制システムと同様、経営者に構築・運用に係る職責がある。その整備状況について監査役が取締役の善管注意義務の履行という観点から業務監査をしなければならないことはいうまでもない。会計監査人も会社の経理体制等の内部システムの充実度を前提に監査手続を進めることからすれば、会計監査人との情報共有は必須となる。

（3）職務への自覚

監査役は、「監査」を担う人間であることの自覚をもって、その職務を担う人材となる努力をしなければならない。これは広義の経営者責任である。再掲すると、日本監査役協会の監査役監査基準 2 条 1 項は「監査役は、取締役会と協働して会社の監督機能の一翼を担い、株主の負託を受けた法定の独立の機関として、取締役の職務の執行を監査することにより、良質な企業統治体制を確立する責務を負っている。良質な企業統治体制とは、企業及び企業集団が、様々なステークホルダーの利害に配慮するとともに、これらステークホルダーとの協働に努め、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応えることができる体制である」とし、その補足として、「監督」の用語について、「より広い企業統治における監督機能全般を意味」し、「取締役会と監査役（会）が協働して担うものであり、『監査』もその一部と考えている」「監査役も企業統治体制の確立の観点から、取締役会及び経営陣を後押しすることが求められている」とする。監督と監査とはコーポレートガバナンスに果たす機能としてはほぼ同義であり、その「後押し」という点で、第三者的立場を守らなければならないと

ということと理解できるであろう（この点で、監査等委員である取締役は取締役と監査役の職責を共に果たさなければならない地位に置かれる）。

監査役は、「監査」の職務を担う者に求められる「勇気」と、牽制と協働という経営者との距離感を意識し

つつ、その職責を果たさなければならない。もとより、そのときの注意の基準は、善良な管理者としての注意を尽くして監査役の職務を遂行するということがある。

（本要旨は講師の尾崎安央先生からご寄稿いただきました）

第793回講演会

2022年12月1日

演 題：北条氏の時代

講 師：東京大学史料編纂所教授 本郷 和人氏

《実朝の歌碑と首塚から分かること》

1. 政子への見方～実朝の歌碑から

北条政子はどんな人物だったのか。悪女だ、という人もいるし、頼朝が作った武家政権を体を張って守った、という人もいます。自著で「尊敬します」と書いたフェミニズム研究で有名な女性学者もいて、見方は大きく分かれます。

北条家はそもそも伊豆国の小さな家でした。当時、関東地方の武士でその人ありと知られた家では、挙兵の際には300人くらいの兵を編成できました。『吾妻鏡』によれば北条館にいた頼朝が挙兵した際、北条家が財をかき集めて雇った兵は50人にすぎません。それでも北条家は頼朝にすべてをかけて、負ければ一族皆殺しにあったはず。政子はその程度の家のお嬢さんで、適齢期を過ぎてから頼朝と一緒にいます。

その政子は（鎌倉幕府二代将軍の）頼家、（三代将軍の）実朝という自分の子を（結果的に）犠牲にしました。（政治権力のために）我が子を犠牲にしたというのは、日本の歴史上で他に例を見ません。中国の歴史でも武即天や西太后くらいでしょうか。この時は北条義時が主導して、姉の政子はおろおろして、それについていただけなのか、それとも政子が自分の子供よりは権力を取るような、言ってみれば、鬼母だったのでしょうか。

秦野市にある実朝の首塚の隣に、歌碑があります。実朝の歌集である『金槐和歌集』から採ったもので、（歌人で実朝研究者の）佐々木信綱が揮毫しています。歌は次のようなものです。

「ものいはぬ 四方のけだもの すらだにも
あはれなるかなや 親の子をおもふ」

僕は今まで和歌はよく分かんねえなと思って勉強せず、この歌の存在を知らなかったのですが、この歌碑を見て愕然としました。

「四方（よも）のけだもの すらだにも」と、そのあたりにいる犬や猫など「けだもの」ですら、「あはれなるかなや 親の子をおもふ」と母親は子供の世話をするものなのになあ、という歌です。皆さんも犬、

猫を飼っていたり、ユーチューブでその姿を見ていれば、お判りでしょうが、子供を産めば母親は子供の体をなめたりお乳を与えたり、一生懸命世話をします。これに比べ、（犬、猫も）パパの多くは育児に参加せず無関心です。我が子を可愛がる母親の姿が際立ちます。実朝が見た光景は恐らくこうしたものだったのでしょう。その辺のけだものですら、子供を可愛がるのに、と言ったら、これはもう政子を指しているに違いありません。「犬、猫ですらそうなのに、うちの母親はなぜ、私を可愛がることがないのでしょうか」というのが、歌の意味のはずです。こんな簡単な意味を誰も読み取れていなかったことにも驚きます。実朝が頭の悪い人だったら別ですが、その行動力はわからないにしても、歌は詠めるし、観察眼も鋭く、頭は良いタイプです。その人が「うちの母親はどうして私を放っておいて、世話も何にもしないのか。犬や猫にも劣る」と言っているわけです。となると、政子の本性は結局、権力欲の権化としか言いようがありません。決して“尊敬”できるような人物ではない、と僕は思います。

2. 首塚の伝承～武常晴が首を隠し、波多野家に供養を願う

実朝の首は暗殺した公暁が肌身離さず持っていたのですが、三浦義村が差し向けた刺客5人に討たれた後、行方不明になります。当時、鎌倉では“首がない”と大騒ぎになりました。今でもお家騒動になったりすると「誰が遺骨を持っているか」が大きな意味合いになります。結局、見つからないまま、首から下の遺体が源氏の人を弔う勝長寿院（1400年代に火災で焼失）に収められました。

源氏の、昔からの家来は、山内首藤（やまのうちすどう）家が筆頭です。同氏の荘園が山内荘（やまのうちしょう）で、その一部に鎌倉がありました。源氏の跡継ぎが生まれれば、同家の女性が第1番目の乳母になるのが通例でした。頼朝の乳母もこの家の女性で「山内尼」と呼ばれます。

相模国周辺でこの「山内首藤家」と並ぶ源氏方Aクラスの家が二つあり、一つは三浦半島を本拠とする三浦家、もう一つは今の秦野市周辺の波多野家でした。平安時代後期、頼朝の父、義朝は京都であまりにも源

氏が駄目で伸びる余地がないと、関東でもう一度力をつけて、それから京都へ帰ってこようと、若き日に関東へ下ります。その時にたった1人、家来の鎌田政清を伴いますが、この政清も山内首藤の一族です。義朝が関東で最初に草鞋を脱いで厄介になったのが三浦家です。義朝の長男、つまり頼朝の一番上の兄で武勇に優れた悪源太義平は三浦の家で生まれています。母は三浦の娘とも言うし、その地域の遊女だったという話もあります。波多野家でも義朝の2番目の男の子、朝長は同家の娘から生まれています。

公暁を直接殺したのは、上杉謙信の祖と言われる長尾定景ですが、首は刺客一味の一人、武常晴が隠し持って、波多野氏に届け、供養をお願いしたのでした。常晴は主人の三浦家や北条家のあまりにえげつないやり方に嫌気がさしたのではないのでしょうか。拾い上げた実朝の首は、三浦家に持ち込むわけにはいかないので、源氏方のもう一人の有力御家人である波多野氏に持ち込み、静かな用いを頼みます。常晴としてはやがてはバレちゃうかもしれないけれど、首に一番価値があるのは葬式の時で、葬式が済んで、その後首が発見されてもいい。ともかく、自分は首を隠してしまえ、という気持だったのではないのでしょうか。

《頼朝以前、平清盛の方法論》

北条氏の時代を分析する尺度として、関東の地理的意味合いをまず考えてみます。当時、権力を持っていた朝廷からすれば、関東にルビを振るとすれば「いなか」となります。ここをまずしっかりと押さえていたきたい。

新しい政権を作る時には、どうやって前の政権との関係性を築くか、ということがすごく大事です。平清盛は、自分たち武士という新しい存在が政権を打ち建てるときに（どんな方法論を用いるか）考えました。自らが貴族として出世することによって朝廷の中で存在感を増して行って、そして、やがては自分の弟たち、子供たちを出世させる、一族で出世する。これには成功しました。例えば、清盛の正妻の弟、平時忠は大納言まで出世します。「平家にあらずんば人にあらず」と言った人です。それだけ朝廷の中で平家の力が強力になりました。

言ってみれば、自民党の中で様々に自民党を出て新党に参加する人たちが続く中、小泉純一郎さんのように「自民党の中から自民党をぶっ壊す」という形です。清盛もこうしたやり方を狙って、内部から結果的に朝廷の実権を奪う形を志向します。しかし、当時天皇～貴族、朝廷というシステムは強力でした。武士がそこに乗り込んでも必ずしっぺ返しを受ける。清盛はしびれを切らして、1179年11月、兵を用いてクーデターを起こします。後白河法皇を幽閉して、政治的な発言権を全て奪ってしまったのです。ところが、全然長続きしません。翌年の1180年にはもう源平の争乱が始まり、日本列島は合戦の渦に投げ込まれてしまうのです。本格的な平家政権は1年も持ちませんでした。朝廷という前の政権の力が強く、京都の周辺にいな



にしては崩すことはできなかったのです。頼朝はそのことをしっかり観察していました。

《頼朝の朝廷協調路線 vs 関東自立論》

1. 朝廷との交渉を欠かさなかった頼朝

頼朝の話に行く前に、武士でありながら朝廷の中から実権の掌握を成功させた人の話をします。室町幕府の三代将軍、足利義満です。彼は子供の時から貴族として昇進していきます。幼少時から「(いずれは) 貴族たちを足元にひれ伏させてやる」と考えたとは思えないから、多分、黒幕がいた、私は細川頼之だったと考えます。義満は太政大臣まで上り詰め、天皇と将軍が一体となった「室町王権」を確立。日明貿易を開始して、明の皇帝からは「日本国王」という名前をもらいます。これによって、武士は完全に貴族を乗り越えたのです。但し、清盛から200年以上経ってからのことでした。

清盛(の“失敗”)を見ていた頼朝は、どうしたかという朝廷、天皇というものから物理的に距離を取ることを選択しました。京都の近くで旗揚げしたら、京都周辺には朝廷の命令を聞くような武士たちが一杯いるし、寺院・神社の勢力に従う武士も多く、潰されてしまう。当時、京都から鎌倉まで2週間かかりました。それだけの距離があれば、京都の貴族からすれば、鎌倉は“ど田舎”、そこで田舎軍閥が(勢力を持って)何かやってもピリピリしません。

こうして頼朝は鎌倉で政権作りをして、半面で頼朝の大きな特徴なのですが、距離は取るけれど、朝廷との交渉は欠かさなかったのです。

朝廷との交渉を積極的に行い、「(田舎の) 関東の治安は私に任せて下さい。関東で争いごとが起きたら、私が必ず平定します。それから、もうひとつ、神社仏閣の、貴族の皆様の税金について、これは私が責任を持って集めて京都に送ります」と約束します。これを聞いた京都の貴族は大喜びだったでしょう。当時、例えば武蔵守、今で言えば東京・埼玉の知事ですが、任命されても赴任せずに、京都で生活を続けていました。国衙が県庁ですが、自分では行かずに代理人の代官を

派遣しました。その代官が武蔵国で税金を取れるだけ取って京都に運ぶ。地方行政はほとんど形骸化して、何もやっていないのが正直なところ。しかも、周りは荒くれ者の武士ですから、税金を出せと言ってもちゃんと払うかどうか。そこに、頼朝が自分の名前で税金をしっかりと取って、送るとなると万々歳。頼朝は朝廷に認められて、末端に位置付けられます。色々な官職を与えられ最終的に征夷大將軍に任命されます。全く新しい政権は、前の政権と断絶すると存続が難しい、前の政権に認められて、ある意味正当性を獲得することによって新しい政権が出発できる。頼朝はそう考えたのです。

2. 「関東自立」を唱える勢力

ところが、御家人の間にはこの頼朝の考え方に不満を持つ人々がありました。その代表格が上総介広常です。今の木更津あたりに大きな力を持っていました。(1180年に)頼朝が石橋山の戦いに敗れて、ぼろぼろの形で房総半島にやってきたときに、彼は「2万の兵」を率いて、頼朝に臣従を申し出てきました。もし頼朝の器量が大したことがなければ、その場で斬り捨てて平家からのご褒美に与るつもりだった、と言われていました。

「2万の兵」はどう考えても嘘です。先ほど触れたように、当時の御家人が用意できる兵力は最大300人。広常は自分の兵だけではなく、上総国にいる有力な武士たちを集めて自分の指揮下に置いて、(手兵と合算して)1000人ほどでしょう、それにしても当時としては見たこともない大軍を集め、率いたのです。鎌倉幕府を作るとき、間違いなく一番大きな功績があり、有力御家人の筆頭でした。彼が頼朝に言い続けたのは「どうして頼朝様は京都、京都というのか。自分たちは朝廷とは関係なく、武力に根拠を置きながら、己たちの流儀で関東を治めれば良い」。関東自立論です。

(振り返れば)頼朝は(13歳の)1160年に平治の乱で(父の)義朝と共に敗れて伊豆国に流されます。30年後の1190年に万全の準備を整えて上洛を果たし、後白河法皇と“東西両巨頭会談”を実現させます。その時、頼朝が語ったことを高僧、慈円が『愚管抄』に書いています。それによれば、頼朝は後白河法皇に忠節を誓った後、「部下の上総介広常は鎌倉幕府を立ち上げるのに一番力のあった男だったが、二言目には自分たちの流儀で(関東の統治を)やっていこうと話していた。それでは、法皇様に忠節を誓うことができなくなるので、やむなく広常を殺しました、と報告した」といいます。

3. 強まる関東自立論

ここに当時の関東における(政権運営について)二つのやり方、考え方が出てきます。頼朝的に朝廷即ち京都との連絡は絶やさないうで、関係を持ち続ける。もう一つは上総介広常のように、京都は京都、関東は関東という(関東自立の)形です。頼朝の死(1199年)直前の状況は、関東の御家人の多くは広常的思考方に賛同し、頼朝的にやり方に不満を持っていたのではない

か、と思います。

その根拠は、頼朝が亡くなってすぐに梶原景時が失脚したことです。これは豊臣秀吉が亡くなった後の石田三成の失脚と軌を一にしています。

ご存知の通り、三成は加藤清正、福島正則、黒田長政、細川忠興といった朝鮮半島で苦勞してきた人から、「あいつは許せん」と敵意をむき出しにされます。しかし彼の失脚は秀吉の死後直ぐではありません。前田利家が頑張って、大阪城にいて、にらみを聞かせて豊臣政権の崩壊を防いでいました。その利家は秀吉の死後、一年経たずに亡くなり、もう止める人がいなくなります。利家が死んだその日の晩、加藤や福島は三成を襲撃、豊臣政権の内部分裂が起きます。これに徳川家康が介入、三成は政治的に失脚、自分の城に帰ります。

加藤や福島は三成に不満を抱いていたのは無論ですが、基本的には朝鮮出兵に大いに不満でした。莫大な費用を無駄にし、しかも一片の土地も獲得できず、家来の多くを死なせ、傷つかせた、その補償とか賠償の問題も残っています。加藤や福島が本当に文句を言いたかったのは、三成ではなく、朝鮮出兵を続けた秀吉だったのでしょう。朝鮮出兵さえなければ、これほど苦勞しなかった、しかも最初の文禄の役で失敗したのに、さらに継続し慶長の役まで起こす。さすがに自分たちを引き立ててくれた太閤殿下に文句を言うわけにいかず、その秀吉も亡くなってしまいます。それで太閤に一番忠実だった三成へ怒りが向かったのです。

これと同じことが鎌倉幕府でも起きたのです。頼朝が亡くなったらすぐに頼朝の第一の郎党、梶原景時が有力御家人66人の弾劾を受けて失脚します。景時憎しはあったにせよ、本当は頼朝の政策への不満が大きかったと思います。何の政策かと言えば、やはり朝廷との関係性でしょう。

二代將軍に頼朝が就きますが、ここから鎌倉幕府は御家人同士の凄惨な殺し合いが始まっていきます。その結果として、権力闘争に勝ち残ったのが北条義時です。義時は政治的分類からすると、上総介広常の後継者、関東は関東でやっていく派と思われる。だから、承久の乱で関東を潰せ、朝廷を倒せ、と軍事的衝突が起き、北条氏を中心とする鎌倉勢が京都の朝廷を倒すわけです。

《北条氏はなぜ將軍にならなかったのか》

1. 後鳥羽上皇関係の荘園を入手

ただ、ここで問題が起きます。鎌倉幕府は平家が持っていた財産、各地にある500か所の荘園を基本的な財政基盤として出発します。それが承久の乱で、後鳥羽上皇関係3000か所の土地を手に入れます。それらの土地は基本的に西国に所在します。そうすると承久の乱で一命を賭して戦勝した人には、西国の荘園をやらうとなり、東国の武士の力は西へ西へ伸びていく。西国に東国の武士の力が浸透します。本来的には、彼らは関東で力をつけようと思っていたのに、鎌倉幕府の力は嫌がおうにも西へ伸び、結局、武士の力が日本列島を覆うような形になっていきました。こうして北条

氏の政権が出来上がっていくのですが、そんな強大な権力を手に入れた北条氏はなぜ将軍にならなかったのでしょうか。

2. 関東における身分秩序～桓武平氏の流れ

皆さん、鎌倉幕府は源氏三代の将軍が滅びた後は将軍はいなかったと、間違っていて覚えていませんか。実朝後の四、五代目の将軍は藤原摂関家、貴族の頂点である藤原家の、しかもその頂点の九条家からやってきました。六～九代目は摂関家よりさらに上、皇室から親王将軍がやってきました。完全にお飾りですが、将軍はいたのです。北条氏の「大きな力を持ったのに将軍にならなかった」疑問を解くには関東における各家の身分秩序を考えれば分かりやすいでしょう。

それは何かというと、桓武平氏の流れです。

(平城京から長岡京、さらに平安京へ遷都した)桓武天皇(781～806年在位)には沢山の王子がいて、全員を皇室に留めておくと金がかかってしょうがない。そこで、「平」という姓を与えて、臣籍に降下して一般人にしました。桓武平氏と呼ばれ、天皇の血を引いているが、臣籍に降下した存在です。

これらの平家筋は三つに区分できます。一番上、Aグループは京都で貴族として生活する平家です。位はあまり上まで行きませんが、2番目のBグループは、京都ではもうこれ以上いい思いができない、いっそのことと京都を飛び出して、関東地方に新しい活躍の場を求めた人たちです。この人たちは関東で大土地所有をして、私営田領主になり自分の財産を築く。ただ、私営田の権利を巡って周囲の人たちから攻撃を受ける。そうすると、自分の生命、財産、家族の生命等を守るために、彼らは武装をしていきます。馬に乗り、弓を学ぶ。これが武士の始まり、武士の誕生となります。彼らはある意味、軍事貴族でした。彼らのもう一つの特徴として、関東にはやってはくるのですが、朝廷との関係性を完全に絶ったわけではありません。だから、地方の軍事貴族としての官職を獲得します。例えば、武蔵国で「守」が一番上なので、無理だとしても「介」辺りを手に入れます。或いは、武装しているわけですから、彼らに任せておけば平和を守れるのでは、と京都の警察機構の地位を手に入れることもありました。関東の平家は、武力に秀でて朝廷とも関係を持つ軍事貴族、ということになります。その中から平将門が出てきて、これはやり過ぎて、反乱を起こして潰されてしまいます。

Bグループの平家一門は関東で美味しいところを皆食い散らかして、関東には未練はないとして、結局、京都に近いところに拠点を移します。それが伊勢、伊賀の国でした。ここで伊勢平氏が生まれます。この流れから平清盛が生まれます。

3番目のCグループは平家が皆伊勢へ移った時に、もう朝廷との交渉とか、朝廷との関係は結構です、あくまでも、地元の土地に根差して、これから生きていきます、いわゆる“一所懸命”で一つのところに命をかけた人たちです。例えば、三浦という土地に命をか

けて頑張っていく、或いは畠山という荘園をしっかりと開発して生きていきます、という形で、土地の名前を自分の家の苗字にして活動する武士たちが生まれました。彼らはもう、朝廷との関係性を基本的には持ちません。ただ、この辺りは研究者によって大分イメージが違い、野口実・京都女子大名誉教授あたりは、「関東の武士たちは自分の本拠地とそれに加えて京都に拠点を持っていて、双方を行ったり来たりして、朝廷との関係性を持っていた」と主張しています。しかし(Cグループの)代表的存在の上総介広常が保元の乱の際、源義朝のもとに馳せ参じた時、伴った家来はたった二人だったところを見ると、京都に拠点を持っていたとはとても思えません。彼のその後の主張、関東自立論を見ても朝廷と関係性があったとはイメージできません。(これから述べるように)野口先生の説は承久の乱後に初めて、出来上がった関係性と思われる。

3. 貨幣経済の進展から、拠点が広がっていった

承久の乱の後になると、貨幣経済が日本列島に進展していきます。日本最古の貨幣は何か、と問われると「和同開珎」と言ったり、或いは、それ以前に「富本銭」があった、とか言います。しかし、平安時代は和同開珎ですら全然流通していませんでした。普通に商取引で和同開珎を出したら、商人は受け取らないでしょう。この時代の商取引は物物交換が基本でした。或いは貨幣の代わりとして米、絹織物が使われていました。実際に貨幣が日本列島に浸透していくのは鎌倉時代の初めです。前政権の平清盛が行った日宋貿易も大きなきっかけにはなっただけだと思います。宋王朝から沢山の宗銭、つまり銅銭が日本にやって来ました。そのことによって、1226年から1250年、13世紀の第2四半期の25年間で大体日本列島津々浦々に貨幣が行き渡り貨幣経済が行われるようになりました。

となると、承久の乱の後から、物流、流通網が整備されていく流れの中で、御家人たちは、色々な形で動き出します。関東だけに留まらず、日本列島を舞台に動き出します。有力な御家人に限りますが、自分の本領に拠点を持ち、鎌倉にも、さらに京都にも拠点を持ち、そして西国で新たに手に入れた荘園にも拠点を持っていったのです。繰り返しになりますが、それ以前の鎌倉幕府の立ち上げ時期には関東の武士たちは京都とほとんど連関を持っていなかったというのが普通の考え方だと思います。

4. 「賢かった」北条氏

桓武平氏の流れの身分的な秩序を再度見返すと、最上位のAグループにいるのが京都の貴族。Bグループは地方・軍事貴族。Cグループは地方の領主で、地方の武士です。在地領主という言い方を我々(研究者)はします。これら在地領主が自分たちの主人として仰ぐのが将軍です。身分秩序が自分たちより上位者でないと、将軍にふさわしくありません。平清盛は将軍には任命されなかったけれど、十分に将軍になれただろうし、頼朝もふさわしい血筋でした。源氏の中では鎌

倉幕府が滅びた後に、北条の後は足利家、源氏の生き残りは足利家だから、と足利尊氏はスムーズに室町幕府の将軍に任命されました。足利家は地方軍事貴族で、源氏一族の中で一番力があつたと思います。他にも例えば平賀、大内、佐竹、武田といった家は将軍になることはできたのだろうな、という気がします。問題は北条家です。力は強かったけれど、元々は伊豆国でそんなに大きな御家人ではなかった。そうした人を将軍にするのはやはり抵抗があつたことなのでしょう。勿論、北条氏が「今度、将軍になる」と言い出せば、御家人は表面的には従つたかもしれないが、内心、不満は出てきたことなのでしょう。それでは、北条政権瓦解のもとになる、と考えて北条氏は将軍にはならなかつたのだと思います。北条氏がなぜ将軍にならなかつたのか、僕は30年間考えて来ましたが、その答は「北条氏は賢かつたので、あえて将軍にならなかつた」です。

《鎌倉幕府の特徴》

1. 文官の登用

鎌倉幕府の大きな特徴の一つとして、船出の時の文官の登用があります。室町幕府や江戸幕府と違つた点です。武士政権ですから、武力一本やりでいけるかという、そうではなくて朝廷から下級貴族をヘッドハンティングしました。当時の朝廷は世襲が全てで、祖父、父が下級貴族だつた人は、どんなに頑張つても中級の貴族にはなれません。「(京都にいても活躍できないでしょうから)鎌倉に来ませんか」「高給出しますよ」と誘ひ、それに応じて大江広元らがやってきます。

鎌倉幕府の後、後継政権として室町幕府、江戸幕府が作られますが、双方とも貴族を雇つて文官として雇用することはやっていません。その意味で頼朝は「遠くを見ることのできた人」と思います。

2. 「関東の武士と源氏の繋がりは義家以来」説への疑問

頼朝が関東に政権を作つたのは、1000年代に東北で活躍した源義家が関東の武士の助けを受けて以来の結びつきがあつたため、とする説が昔から言われています。しかし、調べてみると、どうも違つたようです。

こんな話があります。頼朝が旗揚げをしてうまく成功し、次の段階で石橋山の戦いに臨みます。平家に心を寄せる武士たちと頼朝一行との戦いですが、互いに名乗りを上げ、主張をぶつけ合う際の事。頼朝方は北条時政が相手方のキャプテン格の大庭景親に対し「源氏の義朝様にお世話になつたのに、平家につくとは」と“口撃”すると、景親は「昔は昔、今は今。恩こそ主(あるじ)よ」と応じます。当時の武士たちの現実的な感覚がうかがえます。源氏はこの20年来、我々に恩を与えていない、今、恩を与えてくれるのは平家、だから平清盛に忠誠を尽くす、というのです。20年前の恩でも「昔」という感覚からすると、100年以上前の源氏と関東の武士たちの繋がりが続いていた説は疑つてかからないといけません。

そこで思い出されるのが、頼朝が父の義朝をすごく

尊敬していることです。事ある毎に義朝の菩提を弔っています。研究者からすれば、義朝は平清盛のかませ犬。何をやっても清盛に敵わない。人物的にも清盛の下。それなのに頼朝は亡くなつたその父を大事にしています。これは結局、義朝が家来の鎌田正清一人を連れて南関東に下つてきて、今はもうちぎれてしまつた「源氏と地元の武士たちとの絆」、それを新たに作り直してくれたことへの感謝でしょう。大庭景親のような人物もいましたが、その時の源氏との繋がりを大切にしようという人たちもいて、頼朝挙兵の際、味方につく人たちが多くいたわけです。上総介広常、千葉常胤らがそうです。そうしたことから源氏と関東の武士たちとの間では義家以来の関係が続いていた、という話は鵜呑みにできません。

3. 日本の東、鎌倉に拠点を置いた意味

鎌倉に幕府が成立した意味も考えなくてははいけません。

日本の歴史は基本的に西高東低なのです。西が先に繁栄して東が追いつく形で、日本の歴史は進展をしてきました。新しいものは常に西からやってくるのです。中国大陸だったり、朝鮮半島だったり、東南アジアだったり。戦国時代の列強、ポルトガル、スペインだつてそうです。それで日本の文物は進展を遂げていきます。頼朝はわざわざ何にも来ない関東に政権を作つたのか。先ほどの話の繰り返しになりますが、やはり京都では朝廷、寺社の力で潰される、ということを考えて、鎌倉に拠点を築いたのでしょう。ところが承久の乱があつて、鎌倉の力は西国に伸び、そこに貨幣経済の進展も相まって、日本は東西で地域の差がありながら、貨幣でより緊密な関係を持つようになったのです。

それでも僕は日本が本当の意味で統一されるのは、豊臣秀吉の日本統一事業の結果であると考えます。1590年以降のことになります。

頼朝の時代、鎌倉の武士が京都に進出していったら正直言って、残念ながら無理なんです。文化程度も、教養の程度も低い。当時の武士は漢字が読めないし、書けない人がほとんどで、知的な水準も相当低い。これでは京都へ行つても成功しません。一方で誰しも京都に憧れを持っていました。京都に行けば酒はうまいし、女性は綺麗だと、皆知つており、できるなら京都で生活したい。頼朝は京都に進出するのは時期尚早と考え、鎌倉幕府はずつと鎌倉で地力を蓄えていたのです。それから150年ほど経つて、鎌倉幕府が倒れます。その時には足利尊氏は満を持して京都に進出し、武士の力が京都にもやつと及んだのです。

4. 江戸幕府の特異性

室町幕府の後、信長も秀吉も、皆京都近郊で政権作りをしています。信長は安土で、秀吉は伏見と大阪、京都にも政権作りしています。そうなると、徳川家康がどうして江戸に本拠を置いたのか、本当に不思議でなりません。むしろ、伏見あたりで幕府を開いた方が良かったのではないか。家康は京都に背を向けて江戸

へ来て、幕府を開きます。しかも、たった2年で將軍職を息子の秀忠に譲って、自分は静岡に隠居します。静岡に幕府を開いても良かったのでは、とも思います。

しかし、(江戸開府は)結果として東北地方の大きな発展をもたらしました。陸奥国は広大な地域で、青森県、岩手県、宮城県、福島県の四つです。秋田県、山形県の二つが出羽国です。陸奥国は江戸時代の初めと終わりを比べると、石高が倍になっています。もっと凄いのは出羽国。江戸時代初めの30万石が江戸時代の終わりには150万石と5倍にもなっています。新潟も江戸時代初め、雪が降るから米が取れず30万石だったのが、雪をはねのける工夫をして、幕末には100万石に。地味に栄えたのが、越後の隣、越中、今で言えば富山県。江戸の初めの40万石が終わりころには80万石でした。言ってみれば、家康が江戸に幕府を開いたことが、内需拡大というものを実現する契機になったのです。その意味では家康が江戸に拠点を移したのは大成功だったのかもしれない。

5.『鎌倉殿の13人』の合議制から、北条執権の時代に

今年の大河ドラマ『鎌倉殿の13人』も大詰めです。(二代將軍、頼家の時に組織された)合議制13人の内訳をみると、文官が4人入ってます。彼らは基本的にはニュートラルな立場だから、これを除くと、9人中、北条時政のグループが5人、反北条派は4人で5対4。文官を入れて5対4対4、絶妙なバランスを保っています。この13人の合議制の実態は全くありませんでした。しかし、北条派は頼家が何かを仕事をしようとすると、それを全部奪って頼家を追い詰めていく。一方、北条時政に反対する立場の4人は、頼家、將軍、頑張れと応援します。結局は頼家、早く政治を辞めろという北条派が勝ってしまい、頼家は將軍から引きずり下ろされて、実朝が將軍になります。そうして時政はその後見人として執権という役職につきます。

次いで執権になった義時は承久の乱を征し、その後の2人は賢く、名君でした。義時の死後、当主となった泰時は1232年、御成敗式目という式目を作って、それを基にした政治、裁判を行っていきます。法を基にして政治や裁判を行うには古代の律令がありました。ところが律令は、僕たち研究者ですら正確に読むのは非常に難しい。当時のエリートたちもほとんど分からなかったのではないのでしょうか。泰時は「律令は難しい」という立場から、分かりやすい法を制定しようとなりました。だから、生活に密接に結びついている51箇条、聖徳太子が定めた17条憲法かける3、で51条を作り、これを幕府の根本的な法にしました。この法を制定した時に幕府は全国に、小役人ですが、そういう人たちを派遣して、御家人のところへ行き、「今回こういう法が作られましたので、知っておください」と徹底していきます。こういうことをやったのは、後にも法は作られますが、御成敗式目だけです。上に立つ人間が気分一つで人を罰するようなことはできない仕組みを泰時は作ったわけです。

泰時の跡は、(彼は)息子を早く亡くしているの

で孫が跡継ぎになります。建長寺を作ったといわれる時頼です。彼は何をしたか言う、「撫民」政策を打ち出しました。民を可愛がる、ことです。

これは、若干の説明が必要です。承久の乱で負けた朝廷の方で、税金が支払われないという問題が出てきました。税金取り立てに回ると「幕府に負けた朝廷になぜ払わなければいけないのか」という状況が出てきたのです。どうすれば税金を獲得できるか。そこで朝廷は社会に向けて有効なサービスをすることによって、税金を払ってもらおうということを始めました。朝廷は徳のある政治、徳政(借金棒引きの徳政令ではありません)を行う、このやり方は朝廷の内外で大変歓迎されます。これが幕府にも影響を与えます。

幕府はもっと直接に民をかわいがろうと、時頼は「撫民」を標榜します。我々武士は、民のリーダーでなくてはならない、そのために民を可愛がろう、と。西の徳政、東の撫民。東西相呼応して民百姓のために何かをしよう、という発想がある意味、初めて生まれました。これが本当の意味での政治というものの誕生なのではないか、と僕は思っています。

ただ鎌倉幕府、北条氏が素晴らしいことをやったのも大体この辺りまでです。その後、モンゴルが攻めてきて混乱します。モンゴルに勝っても新しい土地を配ることができず、御恩と奉公の関係が崩れてしまいます。ただ、義時、泰時、時頼らご先祖様の貯金が生きて、幕府への信頼感があって引き続き50年、命脈を保ちます。

やがて後醍醐天皇の幕府を倒せ、という指令に、足利尊氏がそれに乗ると北条氏よりも足利氏に従った方がいい、ということで、鎌倉幕府が減びていきます。北条氏は自分たちで工夫して良い支配者になろうとしていた時期は鎌倉幕府も力があつたけれど、モンゴルが攻めてくるという“黒船”があつて日本の歴史は急激に変わっていったと僕は思っています。

どうもご清聴有難うございました

(文責 清水 光雄)



予科練平和記念館、茨城県霞ヶ浦環境科学センター、同県栽培漁業センター、愛友酒造（株）

参加者15名の協力を得て、定刻の8時前には鍛冶橋駐車場を出発することができました。

今回の見学会は、コロナ禍により見学者を受け入れない施設が多い中、まちむら交流機構の清水氏の協力により、霞ヶ浦周辺で環境保全と水産業振興に取り組む施設の見学が可能となりました。車中では、清水氏から、行程と見学先の施設の概要を説明して頂き、幹事からはコロナ対策をお願いしました。

9時過ぎに阿見町の予科練平和記念館に到着しました。予科練とは、1930年（昭和5年）に教育が開始された「海軍飛行予科練習生」及びその制度の略称です。1922年（大正11年）に茨城県に霞ヶ浦飛行場が完成し1939年（昭和14年）横須賀にあった予科練がこの地に移転、後に全国に展開した予科練の揺籃の地として知られています。当館は、予科練に学んだ少年達と阿見町の歴史を保存・展示して後世に伝えるために2010年（平成22年）に開館し、阿見町が運営しています。

案内の方による概要説明の後、予科練生の制服の「七つボタン」をモチーフにしたテーマ展示室（「入隊」「訓練」「心情」「飛翔」「交流」「窮迫」「特攻」）を見学しました。水泳、短艇等の厳しい訓練に加えて、航空力学、気象学、通信等の軍事学と文民教官による代数、物理、英語、漢文等の学びの後に、実際に飛行機に乗ることができる唯一の機会が操縦員か偵察員の進路を決める適性検査でした。卒業後は「予科」がとれ「飛行練習生」として訓練基地へと向かいました。展示は、写真家の土門拳氏が海軍の依頼により、1944年（昭和19年）6月に土浦海軍航空隊を訪れ、予科練生と寝起きを共にして日々の訓練や生活を撮影した写真と、一人の予科練習生が入院中だったために処分を免れ、後年遺族から寄贈された、共に貴重な写真を中心に構成されています。隣接する雄翔園には、1943年（昭和18年）に封切られた映画「決戦の大空へ」の主題歌「若鷺の歌」の歌碑があります。この歌は作詞者西条八十氏と作曲者古関裕而氏がこの予科練に宿泊して取材、作り上げたそうです。

この後、バスで1時間の茨城県霞ヶ浦環境科学センターを訪れました。霞ヶ浦をはじめとする県内の湖沼、河川の水環境の保全に取り組むため、「調査研究・技術開発」、「環境学習」、「市民活動との連携・支援」、「情報・交流」の4つの機能を市民、研究者、企業及び行政の4者で、効果的に発揮できる施設として2005年（平成17年）に開館しました。案内の方による解説と、映像やパネル展示により、霞ヶ浦に関する歴史と暮らし、生態系や環境保全等を理解できました。湖沼では日本第2位の面積を有する霞ヶ浦とは、56の河川が流れ込む、西浦・北浦・常陸利根川の総称です。その歴史は氷河期の海面後退により鬼怒川が形成した侵食

低地に約6千年前の温暖化による海水の流入により形成された広大な入り江に遡ります。人々は早くから漁労や製塩に取り組んでいましたが、古代、中世には香取海（かとりのおみ）と呼ばれる内海での水上交通が活発になりました。江戸時代に入り利根川の東遷事業による干拓と新田開発により面積は縮小しましたが、那珂湊で陸揚げされた米などの物資が湖沼（ひぬま）から北浦と利根川を経て江戸川経由で江戸に運ばれる大動脈でした。平均水深は4mと浅いのは、（江戸時代の）1783年に浅間山が噴火し、その噴出物の流入が一因だそうです。明治時代には帆船による漁も始まり、湖水浴も盛んとなりましたが、流域の人口と産業活動の増加により水質汚濁が進行し、アオコも大発生しました。当センターでは水質改善に向けた調査、研究に加えて、遊覧船による湖上体験学習等の様々な学習支援を行っており、ラボでは小学生が熱心に観察や実験に取り組んでいました。その後、屋外にある「いきもののにわ」で水性植物や樹木等を観察しながら散策し、展望デッキでは、眼前に広がる霞ヶ浦と遠くに見える牛久大仏を背景に記念撮影を行いました。

ここから、さらに1時間バスに乗り、広大なハス田や北浦を眺めつつ、昼食会場の行方（なめかた）市の橋本屋旅館に到着。自らの田畑で大切に育てた米と野菜、霞ヶ浦で養殖された淡泊な鯰の天婦羅に舌鼓を打ちました。経営者が地産地消を心掛けて提供していることに感動しました。

次に、鹿嶋市にある公益財団法人茨城県栽培漁業協会が運営する茨城県栽培漁業センターを訪れました。養殖とは異なる栽培漁業という言葉は聞き慣れませんが、1974年（昭和49年）に沿岸漁場整備開発法が制定され、栽培漁業が沿岸漁業振興策として位置づけられた、ということでした。全国で68か所の栽培漁業センターが整備されており、当センターは1995年（平成7年）にオープンしました。まず、屋外の展示池でヒラメの稚魚の観察と餌やりを体験した後、女性の普及開発指導員の方から栽培漁業の説明を受けました。漁業者から良いヒラメの親魚を購入し、海藻をたくさん食べさせて卵を産ませます。良い卵を集めて、ふ化した稚魚（種苗）に、培養したプランクトン等の餌を与えて10cm程に成長するまで慎重に育て上げたうえで、県内各地の港にトラックで運び、漁船に積み換えて漁業者が決められた場所に船上から放流します。漁業者はセンターに親魚を売却し、育った稚魚を購入して自らの手で放流して30cm以上に大きく育ててから水揚げするシステムです。安定した漁業を目指す興味深いシステムに、参加者から多数の質問が出ました。アワビの稚貝も観察しましたが、成長して水揚げされた際には外観から天然物と見分けがつかないという話は興味深いものでした。「タッチ水槽」では

魚やナマコ、ヒトデ等を、近くから観察、手で触れることも出来ました。

16時に最後の訪問地、潮来市内の1804年(文化元年)創業の老舗酒蔵である愛友酒造(株)に到着。早速、仕込みが始まっている蔵の中を案内していただきました。試飲コーナーでは8代目の女性経営者から震災時には建物の壁や井戸に大きな被害が出たことや日本酒を巡る経営上の課題など興味深い話をうかがいました。先代とご子息も含め三代続いて10月の研修見学会で訪問した東京農業大学の醸造科学科卒業とのことで、発酵に関する最新の研究を怠らない姿勢に感銘を受けました。酒類の他に、地元産の農産物を素材とした他企業の商品も販売するなど地域全体の活性化に意欲的です。屋号の愛友は、友を愛し相睦み肝胆相照らし、楽しく酒を酌み交わす創業者の「四海皆兄弟」の精神に

よります。

帰途の車中で参加者の皆様から感想をうかがったところ、初めて出会った栽培漁業に関する感想や意見を多数いただきました。また、予科練では卒業生2万4千人のうち1万9千人が戦死したという話を聞き、平和の大切さについて感慨を深めたと感想も寄せられました。持続可能な社会を維持するために必要な様々な取組みを直に見学することができ、改めてその大切さを認識することができたのではないかと考えています。

今後も、皆様のご参加ならびに見学先のご紹介をよろしくお願いたします。なお、本文の内容は各施設の展示、パンフレット及びHP記載内容を参考に作成しました。
(主幹事 宗 廣信)



茨城県霞ヶ浦環境科学センター「いきもののにわ」にて



霞ヶ浦周辺の地理について、説明を受ける



茨城県栽培漁業センターで「アワビ」の栽培を見る



茨城県栽培漁業センターで、
ナマコやヒトデを触ってみる

大屋 俊治
(楽友会・声友会所属)



昨年、8月15日発行の市民だよりにて、地元・千葉県八千代市の市民会館で「NHKのど自慢」が10月23日に開催されると知り、その本選出場を目指して、私の試行錯誤が始まりました。

まずは毎週日曜日放送の「NHKのど自慢」を見て、本選出場者と楽曲の傾向を探ることから取り掛かると、本選出場者は全部で18組で、男性・女性がほぼ9組ずつ、さらに男性9組を年代別に見ると、中高生から20歳代が3組、30～50歳代の働き盛りが3組、60歳以上の高齢層が3組と、凡そこのような傾向にありました。また、楽曲もバラエティに富んでおり、最近のヒットソングから、ミュージカルナンバー、歌謡曲、演歌、民謡など様々、そしてその中に必ず2組のゲスト歌手の持ち歌が、それぞれ1～2曲含まれるといった具合です。そして、鐘連打の合格者は18組中、4～5組。

つまり、視聴者の各ジェンダー・各年代層の代表としての出場者、各年代層の嗜好に合わせた楽曲、歌の巧拙など、公共放送として絶妙なバランスを取って番組作りをしている様子が窺えました。

当日のゲストは「布施明」と「Little Glee Monster」と予告があり、当初の選曲では、布施明のヒット曲から、「霧の摩周湖」「シクラメンのかほり」「君は薔薇より美しい」など次々浮かびましたが、きつと競争が激しかろうと断念。

種々検討した結果、応募ハガキに書く「曲目」と「選曲理由(即ち、曲に込めた想い＝ストーリー)」が重要であると、自分なりの結論に至りました。何故ならば、多数の応募者の中から、予選会に呼ばなければ、そもそも何も始まらないからです。

自分の人生を振り返り、思い付いたストーリーが、「昨年、42年勤めたサラリーマン生活を卒業、思い返すとカラオケとともにあった人生だった。その中で歌い続けたのが、森田公一とトップギャランの『青春時代』。是非のど自慢の舞台で歌いたい。」(太字部分は敢えて赤字書きにしました)というものでした。

この応募のストーリーが奏功してか、番組制作者の目に止まり、800組に及ぶ応募者の中から、見事予選出場の180組に選ばれました。会社生活を引退した67歳のおじさんが“青春”を歌うと言うのが受けたのかも知れません。まずは重い扉をこじ開け、第一歩を踏み出した感じでした。

本選前日、50組ごとの予選会。本選と同じ市民

会館の舞台の上、バンドの生演奏で1組の持ち時間が2分弱ですから、ワンコーラス歌うのが精々です。それにしても180組分の生演奏を用意する辺り、流石にプロの仕事と感心しました。予選会が始まると、やはり予想していた通り、布施明の曲を歌う人が何組もいました。“君子危うきに近寄らず”で、避けて正解でした。また、歌唱力のある人は大勢いましたが、不思議とこの時点で、本選に出られるかもと言う予感がありました。自分の歌唱はイマイチだったのですが、組み立てた選曲のストーリーそのものに少なからず自信があったのと、歌唱力だけで選ばれるなら、本選で鐘が連打の合格者ばかりとなり、番組としてのメリハリに欠けると思ったからです。

帰宅後の夕刻、担当ディレクターから「出場決定」との知らせを受け、予感的中となった次第。やったあ！と思わず小躍りして喜びました。

本選当日は、朝7時半集合。放送開始が12時15分ですから、随分と早い集合です。何しろ生放送に不慣れな素人相手ですから、段取りに時間が掛かるのです。冒頭、担当ディレクターから本番までの進め方の説明があり、自分の出番は18組中の14番と告げられます。入退場のリハーサル、歌のリハーサル、ゲスト歌手を交えてのリハーサルと進み、一旦休憩。ここまでで既に3時間が経過していました。配られた弁当で腹ごしらえをし、お茶で喉を潤して、本番に備えます。

本番20分前には、舞台袖でスタンバイ。1,000名を超える観客で埋まった会場を舞台監督が巧みな前説で盛り上げていて、否応なく緊張が高まります。定刻に本番がスタート。オープニング曲に乗せて入場し客席前列に着席。自分の出番を待ちます。

さあ、いよいよ自分の出番。舞台上上がり「14番・青春時代」と言うとイントロが流れ、些か緊張で声が上ずりながらも歌い出します。気持ち良くワンコーラス歌い終わった辺りで、冷酷にも「鐘2つ」。司会の小田切アナと簡単なやり取りをして、約2分の出番は終わりです。

本選の結果は、実力通りの「鐘2つ」に終わりましたが、自分にとっては良い経験・思い出となりました。

生涯学習部会コーナー



句遊会

十二月詠草

兼題・古日記・除夜の鐘・当季雑詠

終ひの家決めて安堵の古日記

安井 正浩

忘却は生きる術かな古日記

佐藤 政百

亡き父母に報告済ませ除夜の鐘

大仲 正敏

さまざまの思ひを運ぶ除夜の鐘

城戸崎雅崇

煩惱の消えぬがままに除夜の鐘

石原 克己

くる年も息災祈る除夜の鐘

川田 勝美

除夜の鐘ブラックホールをひとゆすり

中山 知祐

八ヶ岳このピアノ曲秋暮色

眞田 宗興

廃鉢の足尾の館紅葉初む

森 邦彦

足もとの明かり嬉しや寺紅葉

新谷 亮介

画友会



(水彩画 20号)

「皇居東御苑」 鈴木 彬

日比谷公園の何倍も広く、誰でも入れる都心の穴場です。

事務局通信



◆行事報告

第202回理事会	事務局	1	出席者
12月15日(木)10:00~12:00	オンライン	15	
会報委員会			
12月14日(水)10:00~12:00	事務局	6	
12月20日(火)16:00~17:00	〃	6	
広報委員会			
12月8日(木)13:30~15:00	事務局	1	
	オンライン	9	

◇一般部会

第793回講演会	日比谷図書文化館	45	出席者
12月1日(木)14:00~16:00	オンライン	44	
講師 東京大学史料編纂所 教授 本郷和人氏			
演題 北条氏の時代			
第571回研修見学会			
12月6日(火)	予科練平和記念館、茨城県霞ヶ浦環境科学センター、茨城県栽培漁業センター、愛友酒造(株)	15	

◇監査部会

第354回監査セミナー	日比谷図書文化館	27	出席者
12月13日(火)14:00~16:30	オンライン	55	
(会場:体験2名、オンライン:特別聴講A定期:1名、特別聴講B定期:1名、体験:2名含む)			
講師 早稲田大学法学学術院 教授 尾崎安央氏			
テーマ 監査役とは何か?			
22年度第6回監査基礎講座			
12月16日(金)14:00~17:00	文京シビックセンター	12	
	オンライン	24	
講師 元(株)システムインテグレーター 監査役 眞田宗興氏			
テーマ 監査役事件簿			
22年度第4回会計基礎講座			
12月21日(水)14:00~17:00	オンライン	32	
	(特別聴講B定期:1名含む)		
講師 (株)ABC店舗 常勤監査役 石北俊彦氏			
テーマ 税務会計と税務申告			

第268回監査実務研究会特別セミナー

12月7日(水)14:00~17:00	文京シビックセンター	9
	オンライン	45
	(オンライン:特別聴講B定期:1名含む)	
問題提起者 元天馬(株) 社外取締役監査等委員		

北野治郎氏
常勤監査役
下村恒一氏

テーマ 有事における対応について

第269回監査実務研究会

12月23日(金)14:00~17:00	オンライン	50
	(特別聴講B定期:1名含む)	

問題提起者 (株)ピカパカ 常勤監査役 室 雅章氏

コーディネータ キオクシアホールディングス(株)

常勤監査役 森田 功氏

テーマ 情報セキュリティと監査役監査

~個人情報保護と営業秘密管理~

第116回監査技術ゼミ

12月14日(水)14:00~17:00	オンライン	30
講師 監査役実務マニュアル委員会委員長		

堀田和郎氏

テーマ 監査懇話会が編集する出版物『最新 監査役

の実務マニュアル』の解説

◇生涯学習部会

句遊会 例会・合評会

12月7日(水)13:00~15:00	菱友会会議室	8
---------------------	--------	---

写友会 撮影会

12月2日(金)10:00~13:00	上野動物園	15
---------------------	-------	----

画友会 例会

12月10日(土)13:00~16:30	シビックアトリエ	6
----------------------	----------	---

楽友会 例会

12月22日(木)13:00~16:00	福祉センター江戸川橋	15
----------------------	------------	----

棋友会 例会

12月27日(火)13:00~17:00	六甲クラブ	6
----------------------	-------	---

◇同好会

楽器演奏同好会

12月15日(木)9:15~17:00	横浜練習会場	8
---------------------	--------	---

エッセイクラブ

12月28日(水)	メール	7
-----------	-----	---

ウォーキング同好会

12月10日(土)9:30~12:00	永田町~赤坂周辺	11
---------------------	----------	----

江戸文化研究会

12月17日(土)15:00~16:30	アカデミー文京	20+3
----------------------	---------	------

◆会員・会友異動(今回は異動なし)

会員	会友	計	
200	134	334	2022年12月末現在

編集後記

☆コロナ禍もウクライナ戦争も燃え盛ったまま 2023 年が明けました。足元では、物価高。先日、いつもの整腸剤を買ったら 2000 円超、ラップは 500 円超でいずれも 3~4 割高。食料品の数十円アップに嘆く世のかみさんを半ば微笑み交じりで見ていた我が表情も「便乗値上げだ」とついにイラッ! ☆監査セミナーでは、早稲田大の尾崎安央教授が監査役権限のよって来る権原を解説。経営者とは牽制・協働で、と我ら監査役にエールを送ってくれました。☆講演会では東大史料編纂所の本郷和人教授が、日本が貨幣経済に移行し平準化が進む中で、朝廷のある京都から離れた鎌倉だったからこそ新たな武家権力が登場できた、と「北条氏の時代」を巧みな語り口で話されました。大河ドラマ『鎌倉殿の13人』の決着予想、「義時は毒を盛られて果てるのかな」との先生の見方、8割方は当たっていました。☆研修見学会は茨城県の霞ヶ浦周辺の各種施設へ。戦前、一帯は「霞ヶ浦基地」をはじめ、海軍航空隊の一大拠点で、「今日も飛ぶ飛ぶ霞ヶ浦にゃあ」の予科練もその文脈で、できたことが良く分かりました。19歳で“飛び立った”予科練卒業生2万4千人のうち1万9千人が戦死した、という話には胸を打たれました。☆エッセイは、NHK『のど自慢』で67歳の“青春時代”を披露した楽友会・声友会の大屋俊治さんが体験記を寄せてくれました。(清水 光雄)